

平成 2 1 年版 自主点検表（指定訪問介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	確 認 結 果
第 1 基本方針第	<p>指定訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものになっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 	法第73条第1項 平11厚令37第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ※定款、寄附行為等 ※運営規程・パンフレット等 	
第 2 人員に関する 基準 1 訪問介護員等の 員数	<p>指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p> <p>訪問介護員等：①介護福祉士、②都道府県知事が行う研修若しくは都道府県知事が指定するものが行う研修の修了者。常勤換算方法：（総従業者の1週間の勤務延時間数）÷（事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。））</p> <p>勤務延時間数：サービス提供、準備、待機時間を含む</p> <p>「勤務日及び勤務時間が不規則な登録訪問介護員等の勤務延時間数の算定」</p> <p>イ 登録訪問介護員等によるサービス提供実績がある事業所については、登録訪問介護員等1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。</p> <p>ロ 登録訪問介護員等によるサービス提供実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入する</p>	第74条第1項 平11厚令37第5条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表・訪問介護記録・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ※訪問介護員養成研修修了証明書・職員履歴書・登録証（写） 	

2 サービス提供責任者	<p>こと。</p> <p>なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならぬため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p> <p>ただし、サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。 ・ サービス提供責任者は、常勤で専ら指定訪問介護事業に従事しているか。 <p>常勤：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。</p> <p>なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。</p> <p>専ら：サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。常勤・非常勤の別は問わない。サービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいう。</p> <p>(2) サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置いているか。</p> <p>① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。</p> <p>② 当該事業所の訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。</p> <p>なお、指定訪問介護事業所が、指定介護予防訪問介</p>	平11厚令37第5条第2項	平11老企25第3の1の1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員勤務表 ・ 訪問介護記録 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ※ 訪問介護員養成研修修了証明書 ・ 職員履歴書 ・ 登録証（写）
		平11老企25第3の1の1(2)		

	<p>護事業所の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、これらの各事業の訪問介護員等の人員又はサービス提供時間を合算して計算することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置している員数は適切か。 <p>(例) 常勤職員4人で、そのサービス提供時間が合わせて320時間、非常勤職員が6人で、そのサービス提供時間が合わせて200時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は520時間となるが、上記②の基準により、配置すべきサービス提供責任者は1人で足りることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の職員であるか。 <ul style="list-style-type: none"> イ 介護福祉士 ロ 介護保険法施行規則に規定する介護職員基礎研修を修了した者 ハ 訪問介護員養成研修課程1級を修了した者 ニ 訪問介護員養成研修課程2級を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者 <p>なお、3年間の実務経験の要件が達成された時点と2級課程の研修修了時点との前後関係は問わない。</p>	<p>平11老企25第3 の1の1(2)③ ～⑤</p>	
<p>3 管理者</p>	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「専ら」の管理者を置いているか。 <p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。</p>	<p>平11厚令37第 6条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・訪問介護記録
<p>第3 設備に関する 基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。 (2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談 	<p>法第74条第2項 平11厚令37 7条 平11老企25第</p>	

	<p>等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p> <p>なお、指定訪問介護事業所が、指定介護予防訪問介護事業所の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。</p> <p>{ 設備については全て現場確認} (設備・備品についてはレンタルでも可)</p>	<p>3 の1の1の2 (2)</p> <p>平11厚令37 第7 条</p> <p>平11老企25 第3 の1の1の2 (3)</p>	<p>※事業所の平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備、備品台帳 ・ 机、椅子、電話、手指洗浄設備等 ・ レンタル契約書
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・ 利用申込者の同意はどのように得ているか。 <p>重要事項：</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運営規程概要 ②訪問介護員等の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤その他 	<p>法第74条第2項</p> <p>平11厚令37 第8 条</p> <p>平11老企25 第3 の1 の3(1)</p>	<p>※運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意に関する記録
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	<p>平11厚令37第9 条</p> <p>平11老企25 第3 の1 の1 の3</p>	

	<p>また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否していないか（ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16 日老振第76号）の1を除く）。</p> <p>提供を拒むことのできる正当な理由とは</p> <p>①当該事業所の現員では対応しきれない。</p> <p>②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。</p> <p>③適切な指定訪問介護を提供することが困難である。</p> <p>④一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例。</p> <p>※④の具体的な事例</p> <p>1 「直接本人の援助」に該当しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除 ・来客の応接（お茶・食事の手配等） ・自家用車の洗車・清掃等 <p>2 「日常生活の援助」に該当しない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草むしり・花木の水やり ・犬の散歩等ペットの世話等 <p>3 日常的に行われる家事の範囲を超える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り ・植木の剪定等の園芸 ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等 	<p>(2)</p> <p>平11厚令37 第10 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料 	
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどの 		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供依頼書 	

4 受給資格等の確認	<p>ように行っているか。</p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>・ サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。</p> <p>① 被保険者資格 ② 要介護認定の有無 ③ 要介護認定の有効期間</p>	平11厚令37第1条第1項	<p>※サービス提供票</p> <p>・ 利用者に関する記録</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(2) 指定訪問介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めているか。</p>	平11厚令37第1条第2項	<p>※サービス提供票</p> <p>・ 利用者に関する記録</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>・ 必要な援助とは</p> <p>① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。</p>	平11厚令37第2条第1項	<p>・ 利用者に関する記録</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(2) 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>・ 更新の申請は有効期間が終了する60日前から遅くとも30日前の間にはなされるよう必要に応じ援助を行っているか。</p>	平11厚令37第2条第2項	<p>・ 利用者に関する記録</p>

6 心身の状況等の把握	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。</p>	平11厚令37第13条	<p>・利用者に関する記録 (※サービス担当者会議の要点等) (※居宅介護支援経過) (※サービス担当者会議の要点)</p>
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>(1)指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。</p> <p>(2)指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・介護の提供の終了に当たって、利用者等に適切に指導を行い、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。</p>	平11厚令37第14条第1項	<p>・情報提供に関する記録</p>
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>法定代理受領サービスを受けていないケースがあった</p>	平11厚令37第15条	<p>・指導に関する記録</p>

	<p>場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明を行っているか。 <p>「施行規則第64条第一号イ又はロにあてはまる利用者」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ②その居宅サービスに基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者に関する情報提供を行っているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・（利用者の届出書） <p>※居宅サービス計画書(1)(2)</p>
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しているか。（関連：主眼事項17）</p>	平11厚令37第16条	<p>※居宅サービス計画書(1)(2)</p> <p>※週間サービス計画表</p> <p>※訪問介護計画書</p> <p>※サービス提供票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>{居宅サービス計画の変更を希望する場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ・法定代理受領サービスとして提供するためには支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 ・その他必要な援助を行っているか。 	平11厚令37第17条	<p>※サービス計画表</p> <p>※サービス提供票（変更があったかの確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアル
11 身分を証する書類の携行	<p>(1)指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分を明らかにする書類、名札等を携行しているか。 ・初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた 	平11厚令37第18条	<p>実態確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則

	<p>ときは、これを提示すべき旨従業者に指導を行っているか。</p> <p>また、どのような方法で指導を行っているか。(いつ、誰が)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアル ・研修マニュアル
	<p>(2) 証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名の記載があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称、氏名が記載されているか。(写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。) 	平11老企25第3の1の3(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・身分を証する書類
12 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。(例：身体介護と生活援助の別、サービス時間帯等) ・居宅介護サービス費の額は記載されているか。 ・その他必要な事項は記載されているか 	平11厚令37第19条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ※サービス提供票、別表 ※居宅サービス計画 ・訪問介護記録
	<p>(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	平11厚令37第19条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護記録
13 利用料等の受領	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1割相当額の支払いを受けているか。 	平11厚令37第20条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ※サービス提供票、別表 ・領収証控
	<p>(2) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該</p>	平11厚令37第2	

<p>当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>{法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10割相当額の支払いを受けているか。 ・基準額との間に不合理な差額が生じていないか。 	<p>0条第2項</p>	<p>※運営規程（利用料その他の費用の確認）</p> <p>※サービス提供票、別表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収証控
<p>(3) 指定訪問介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>{利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を提供した場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それに要した交通費の額以外の支払を受けていないか ・中山間地居住者加算（5%）を算定している利用者から別途、交通費の支払を受けていないか。 	<p>平11厚令37第20条第3項</p>	<p>※重要事項説明書</p> <p>※運営規程（実施区域の確認）</p> <p>※領収証控</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両運行日誌
<p>(4) 指定訪問介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平11厚令37第20条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明文書 ・利用申込書 ・同意書
<p>(5) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護その他のサービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要介護保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から支払いを受けた際、領収証を交付しているか。 	<p>法第41条第8項</p>	<p>※領収証控</p>
<p>(6) 指定訪問介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額の</p>	<p>施行規則第65条</p>	

	<p>うち、同条第4項第1号、第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収証には費用区分を明確にしているか <ul style="list-style-type: none"> ①基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ②その他の費用（個別の費用ごとの区分） 		<p>※領収証控</p>	
<p>14 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な内容を記したサービス提供証明書を交付しているか。 	<p>平11厚令37第21条</p>	<p>※サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）</p>	
<p>15 指定訪問介護の基本取扱方針</p>	<p>(1)指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようその目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、目標を設定し、当該目標を達成するための介護を計画的に実施しているか (16(1), 17(1)と関連) ・利用者の希望、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行い、当該希望等を訪問介護計画上に位置づけた介護としているか。 (6, 16(4), 17(1), 17(4)と関連) ・訪問介護計画の標準的な時間区分と実働サービス提供時間の状況（同サービス提供時間が標準的な時間区分の下限に近いケースに偏っていないか）、サービス提供時に必要となった事項に係る対応状況（利用者の希望や苦情があった場合の対応、病状変化があった場合の対応、不適正な生活援助を求められた 	<p>平11厚令37第22条第1項</p>	<p>※訪問介護計画書 ・訪問介護記録 ※サービス提供記録 ・苦情に関する記録 ・利用者に関する記録</p>	

16 指定訪問介護の 具体的取扱方針	<p>場合の対応等)の把握等、介護の実施状況に係る管理を一元的に行い、適切な介護サービス提供の確保に努めているか。</p> <p>(12,16(4),20,21(1),29と関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護サービスを提供した際、当該サービス内容等について、利用者に十分説明を行い、利用者の確認を得ているか。 <p>(12,16(2)と関連)</p> <p>(2)指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(・訪問介護の質の評価に係る事例確認)</p> <p>(1)指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護の提供は、利用者の日常生活に必要な援助となっているか。 <p>(2)指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。又、どのような工夫をしているか。 <p>(3)指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の進歩に対応した適切なサービスを提供しているか。 ・常に新しい技術を習得するために研鑽を行っているか。 <p>(4)常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適</p>	<p>平11厚令37第2条第2項(法第73条1項)</p> <p>平11厚令37第2条第1号</p> <p>平11厚令37第2条第2号</p> <p>平11厚令37第2条第3号</p> <p>平11厚令37第2条第4号</p>	<p>※訪問介護計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価を実施した記録 <p>※訪問介護計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用しているパンフレット等 ・研修参加状況等が分かる書類 	
-----------------------	--	---	---	--

17 訪問介護計画の作成	<p>切な相談及び助言を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身の状況、環境等の的確な把握に努めているか。 ・利用者・家族に対し、適切な相談・助言を行っているか。又、その内容はどのようなものが多いか <p>(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の作成に当たっては、利用者の状況及び希望を踏まえ把握・分析して解決すべき問題状況を明らかにしているか。(アセスメント) ・訪問介護計画書には、担当する訪問介護員等の氏名、サービスの具体的内容、所要時間、日程等が記載されているか。 <p>(2) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、訪問介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画の目標や内容等について利用者又はその家族にわかりやすい説明を行うとともに、その実施状況や評価について説明を行っているか。 <p>(4) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、訪問介護計画作成後、当該</p>	<p>平11厚令37第24条第1項</p> <p>平11厚令37第24条第2項</p> <p>平11老企25第3の1の3(13)②</p> <p>平11厚令37第24条第3項</p> <p>平11老企25第3の1の3(13)③</p> <p>平11厚令37第24条第4項</p> <p>平11厚令37第2</p>	<p>※訪問介護計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・相談・助言を記録した書類等 <p>※訪問介護計画書</p> <p>※居宅サービス計画書</p> <p>※訪問介護計画書</p>
--------------	---	--	--

	<p>訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画作成後においても、実施状況を把握しているか。 ・必要に応じて計画の変更を行っているか。 	4条第5項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画作成後においても、実施状況を把握しているか。 ・必要に応じて計画の変更を行っているか。 		※訪問介護計画書
	(6) サービス提供責任者は、訪問介護計画の変更を行う際も(1)から(4)に準じて取り扱っているか。	平11厚令37第24条第6項	
18 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせてはいないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等と利用者が同居家族であるケースはないか。 	平11厚令37第25条	
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等と利用者が同居家族であるケースはないか。 		※サービス利用票 ※訪問介護計画書
19 利用者に関する市町村への通知	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平11厚令37第26条	
	<p>① 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>		※市町村に送付した通知に係る記録
20 緊急時等の対応	<p>訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。 	平11厚令37第27条	
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。 		※運営規程 ※利用者に関する記録 ※訪問介護の記録
21 管理者及びサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行 	平11厚令37第28条第1項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行 		・組織図・組織規程 ※運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌等

	<p>っているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、上記(2)に記した省令第24条「訪問介護計画の作成」に規定する業務のほか、指定訪問介護事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っているか。</p> <p>・ サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことにかんがみ、その業務を画一的にとらえるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の習得及び能力の向上に努めているか。</p>	<p>平11厚令37第28条第2項</p> <p>平11厚令37第28条第3項</p>	<p>・ 組織図・組織規程</p> <p>・ 辞令等・業務日誌等</p> <p>※運営規程</p> <p>※訪問介護計画書</p> <p>※サービス利用票</p>
22 運営規程	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③営業日及び営業時間</p> <p>④指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤通常の事業の実施地域</p> <p>⑥緊急時等における対応方法</p> <p>⑦その他運営に関する重要事項</p> <p>・ 運営規程に上記①～⑦が記載されているか。</p> <p>・ ①～⑦の内容は適正か</p>	<p>平11厚令37第29条</p>	<p>※運営規程</p> <p>・ 指定申請及び変更届（写）</p>
23 介護等の総合的な提供	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業運営に当たっては、入浴、排泄、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがないか。</p> <p>例えば、通院等のための乗車又は降車の介助を行う指</p>	<p>平11厚令37第29条の2</p> <p>平11老企25第3</p>	

	<p>定訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しているか。</p>	<p>の1の3(18)</p>	
<p>24 勤務体制の確保等</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を月ごとに定めているか。 ・事業所の従業者が常時10名以上の場合、就業規則を定め、届け出ているか。 <p>(参考)</p> <p>◎労基法第89条</p> <p>常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等 ②賃金の決定、計算及び支払方法、昇給等 ③退職に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 退職手当の定めをする場合に、それに関する事項 ④臨時の賃金及び最低賃金額の定めをする場合に、それに関する事項 ⑤労働者に負担をさせる定めをする場合に、それに関する事項 ⑥安全及び衛生に関する定めをする場合に、それに関する事項 ⑦職業訓練に関する定めをする場合に、それに関する事項 ⑧災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合に、それに関する事項 ⑨表彰及び制裁の定めをする場合にそれに関する事項 ⑩当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合に、それに関する事項 <p>(2) 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にして</p>	<p>平11厚令37第30条第1項</p> <p>平11老企25第3の1の3(18)①</p>	<p>※就業規則 ※運営規程 ・雇用契約書 ※勤務表</p>

	<p>いるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。 ・必要事項が記載されているか。 		
	<p>(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等によってサービスの提供が行われているか。 	平11厚令37第30条第2項	※雇用契約書
	<p>(4) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 	平11厚令37第30条第3項	※勤務表 ・研修受講修了証明書
25	<p>衛生管理等</p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の実施状況（年1or2回） ・衛生マニュアル、健康マニュアル類の策定状況等 ・感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 	平11厚令37第31条第1項 平11老企25第3の1の3(19)	・洗濯の記録 ※健康診断の記録 ・衛生マニュアル等
	<p>(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか（設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態） 	平11厚令37第31条第2項	
26	<p>揭示</p> <p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やす</p>	平11厚令37第3	

	<p>い場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。（記載事項、文字の大きさ、掲示方法等、掲示物の確認） <ul style="list-style-type: none"> ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ・掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。 	2条		
27	<p>秘密保持等</p> <p>(1) 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしていないか。 ・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。 <p>(2) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を用いる場合、文書により利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされ、同意を得ているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 	<p>平11厚令37第3条第1項</p> <p>平11厚令37第3条第2項</p> <p>平11厚令37第3条第3項</p>	<p>・就業時の取り決め等の記録</p> <p>・利用者の同意書</p> <p>・実際に使用された文書等（会議資料等）</p>	
28	<p>広告</p> <p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な</p>	平11厚令37第3条第4条		

	ものとなっていないか。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか ・広告の内容が事業の概要や運営規程と異なる点はないか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平11厚令37第35条	
30 苦情処理	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を相談する窓口があるか。 ・苦情処理体制、手続きが定められているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。 ・苦情に対する措置の概要を掲示しているか。 <p>(2) 指定訪問介護事業所は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p>	<p>平11厚令37第36条第1項</p> <p>平11老企25第3の1の3(23)①</p> <p>平11厚令37第36条第2項</p> <p>平11老企25第3の1の3(23)②</p> <p>平11厚令37第36条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※運営規程 ・掲示物 ※指定申請書の写 ※苦情に関する記録

	<p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・市町村が行う調査に協力しているか。 			<ul style="list-style-type: none"> ・指導等に関する記録
	<p>(5) 指定訪問介護事業所は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	平11厚令37第36条第4項		
	<p>(6) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・国保連が行う調査に協力しているか。 	平11厚令37第36条第5項		<ul style="list-style-type: none"> ・指導等に関する記録
	<p>(7) 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	平11厚令37第36条第6項		
31 事故発生時の対応	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う等必要な措置を講じているか。 	平11厚令37第37条第1項		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡マニュアル類 ・事故記録
	<p>(2) 指定訪問介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	平11厚令37第37条第2項		
	<p>(3) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損</p>	平11厚令37第37条第3項		

	<p>害賠償を速やかに行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 <p>(4) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>平11老企25第3の1の3の(24)③</p>	
32	<p>会計の区分</p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとの経理区分となっているか ・指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針に沿った会計処理となっているか 	<p>平11厚令37第38条</p> <p>平13老振18</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計関係書類
33	<p>記録の整備</p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①訪問介護計画書 ②基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録 ④基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ・少なくとも上記①②の記録を2年間備えているか。 	<p>平11厚令37第39条第1項</p> <p>平11厚令37第39条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 <p>※訪問介護計画書</p> <p>※サービス提供証明書</p> <p>※市町村への通知</p>

<p>第5 変更の届出等</p>	<p>(「基準第26条」)(利用者が正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。)</p> <p>指定訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令(平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条)で定める事項に変更があったとき、又は当該指定訪問介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令(同上)で定めるところにより10日以内にその旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 ③申請者の定款、寄附行為及びその登記簿の謄本又は条例等 ④事業所の平面図 ⑤事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ・下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①廃止、休止又は再開した年月日 ②廃止又は休止した場合にあっては、その理由 ③廃止又は休止した場合にあっては、現に指定居宅サービスを受けていた者に対する措置 ④休止した場合にあっては、休止の予定期間(都道府県を移動する住所地の変更の場合は、移転前の都道府県への事業廃止届及び移転後の都道府県への新たな指定申請が必要となる。) 	<p>法第75条</p>	<p>に係る記録</p> <p>※届出書類の控</p> <p>※定款</p> <p>※寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等</p> <p>※事業所の平面図</p> <p>※運営規程</p> <p>・職員名簿</p>	
------------------	---	--------------	---	--

<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>(1) 指定訪問介護事業に要する費用の額は平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p>	<p>法第41条第4項</p>	<p>※訪問介護計画書 ※介護給付管理表 ※介護給付費請求書</p>	
	<p>・ 訪問介護費に係る所定の単位数表により算定しているか。</p> <p>(ただし、指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。)</p>	<p>法第53条第2項 平12厚告19第一号 平12老企39</p>	<p>※介護給付費明細書 ※サービス提供票 ・ 別票 ※サービス提供証明書 「訪問介護サービスコード表」参照</p>	
	<p>(2) 指定訪問介護事業に要する費用の額は平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか</p>	<p>平12厚告19第二号</p>	<p>・ 同上</p>	
	<p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>平12厚告19第三号</p>	<p>・ 同上</p>	
<p>2 所要時間の取扱い</p>	<p>指定訪問介護の所要時間については、利用者に対して指定訪問介護事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置づけられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で算定しているか。</p>	<p>平12厚告19別表の1注1</p>		
	<p>① 所要時間については、訪問介護計画の標準的な時間で算定しているか。</p> <p>② 所要時間30分未満の身体介護算定する場合の所要時間は20分以上となっているか。(夜間、深夜及び早朝に提供する場合を除く。)</p> <p>③ 複数回の訪問介護を行う場合で、前回訪問から概ね2時間未満の間隔で訪問介護を行っている場合は、それぞれの所要時間を合算しているか。(所要時間が訪問介護費の算定要件を満たしているか。)</p>	<p>平12老企36第二の2(4)</p>	<p>・ 同上</p>	

	<p>④所要時間が訪問介護費の算定要件を満たさない場合は、算定対象とならないが、所定時間未満の訪問介護であっても、複数回にわたる訪問介護を一連のサービス行為をみなすことが可能な場合に限り、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して1回の訪問介護として算定できる。(例) 午前中に訪問介護員等が診察券を窓口に出し(所要時間30分未満)、昼に通院介助を行い、午後に薬を取りに行く(所要時間30分未満)とした場合には、それぞれの所要時間は30分未満であるため、それぞれを生活援助として算定できないが、一連のサービス行為(通院介助)とみなして所要時間を合計し、1回の訪問介護として算定できる。</p> <p>⑤訪問介護計画に位置づけられた内容が、単なる安否確認等であり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、②のただし書き及び④の規定にかかわらず、訪問介護費は算定できない。</p> <p>⑥一人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代で訪問介護を行った場合も、1回の訪問介護として合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。訪問介護員等ごとに複数回の算定はできない。</p> <p>※平成12年老企第36号参照</p>			
<p>3 身体介護中心型の算定</p>	<p>身体介護が中心である場合については、身体介護が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p> <p>・現に身体介護中心のサービスを行った場合の算定であるか。</p> <p>30分未満：254単位 30分以上1時間未満：402単位 1時間以上の場合は584単位に30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p>	<p>平12厚告19別表の1注2</p>	<p>※訪問介護計画書 ※介護給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供票・別票 ※サービス提供証明書</p>	
<p>4 生活援助中心型の算定</p>	<p>生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対し</p>	<p>平12厚告19別表の1注3</p>		

	<p>て、生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p> <p>・単身の世帯に属する利用者又は家族と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、指定訪問介護を行った場合か。</p> <p>なお、同居家族の有無のみでは判断せず、当該家族が障害・疾病がない場合であっても、個々の利用状況に応じて具体的に判断するものとする。</p> <p>30分以上 1 時間未満：229単位 1 時間以上：291単位</p>		<p>・ 同上</p>	
<p>5 通院等のための乗車又は降車介助中心の算定</p>	<p>通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合：100単位</p>	<p>平12厚告19別表の1注4</p>	<p>・ 同上</p>	
<p>6 身体介護後に生活援助を行った場合の取扱い</p>	<p>身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所定時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位（249単位（：83×3）が限度）を加算した単位数を算定しているか。</p> <p>・利用者が身体介護及び生活援助を同程度に行われている場合か。</p>	<p>平12厚告19別表の1注5</p>	<p>※訪問介護計画書 ※介護給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供票 ・別票 ※サービス提供証明書</p>	
<p>7 3級訪問介護員による訪問介護の取</p>	<p>3級訪問介護員（平成12年厚生省告示第23号の一）が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の10</p>	<p>平12厚告19別表の1注6</p>		

扱い	<p>0分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>・3級訪問介護員は、平成21年3月31日時点において、指定訪問介護事業所に雇用されており、かつ、平成21年4月1日以降も引き続き当該事業所に訪問介護員として雇用されている者であるか。</p> <p>※3級訪問介護員に係る介護報酬の算定は、平成22年3月31日までとする。</p>	平12老企36第二の2(9)	・同上
8 2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定	<p>「身体介護が中心である場合」及び「生活援助が中心である場合」については、別に厚生労働大臣が定める要件（平成12年厚生省告示第23号の二）を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>（要件）</p> <p>①体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等</p> <p>②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>③エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合</p> <p>・利用者又は家族の同意を得て2人の介護員が行った場合に100分の200の単位数か。</p> <p>・派遣された2人の訪問介護員等のうち1人が3級ヘルパーで、1人がそれ以外の者である場合には3級ヘルパーについては所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定する。</p> <p>・派遣された2人の訪問介護員が3級ヘルパー同士である場合は、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を2倍する。</p>	平12厚告19別表の1注7	・同上
9 早朝・夜間・深夜加算	<p>夜間又は早朝に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する明細単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平12厚告19別表の1注8	<p>※訪問介護計画書</p> <p>※介護給付管理表</p> <p>※介護給付費請求書</p> <p>※介護給付費書</p>

10	特定事業所加算	<p>・ 早朝（午前6時から午前8時までの時間）、夜間（午後6時から午後10時までの時間）に指定訪問介護を行った場合、所定単位数の100分の25を所定単位数に加算</p> <p>また、深夜（午後10時から午前6時までの時間）に指定訪問介護を行った場合、所定単位数の100分の50を所定単位数に加算する。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか一つのみを算定しているか。</p> <p>特定事業所加算（Ⅰ）</p> <p>< 体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合する場合 ></p> <p>基本単位数の20 %を加算</p> <p>特定事業所加算（Ⅱ）</p> <p>< 体制要件、人材要件（①又は②）のいずれにも適合する場合 ></p> <p>基本単位数の10%を加算</p> <p>特定事業所加算（Ⅲ）</p> <p>< 体制要件、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合する場合 ></p> <p>基本単位数の10 %を加算</p> <p>特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。</p> <p><体制要件></p> <p>①すべての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修を含む。）を実施又は実施を予定しているか。</p> <p>②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術的指導</p>	<p>平12厚告19別表の1注9</p> <p>平12厚告36第二の2(15)</p> <p>平12厚告25第二号</p>	<p>※サービス提供票</p> <p>・別票</p> <p>※サービス提供証明書</p>	・同上
----	---------	--	---	--	-----

を目的とした会議を定期的（概ね1月に1回以上）に開催しているか。

③サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後に、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けているか。

④すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施しているか。

⑤緊急時における対応方法が、利用者に明示されているか。

<人材要件>

①訪問介護員等の総数うち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級訪問介護員の合計が50%以上であるか。

②全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であるか。ただし、指定居宅サービス基準第5条第2項により、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しているか。

<重度要介護者等対応要件>

前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護4～5及び並びに日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者が、利用者の総数の20%以上であるか。

※平成12年老企第36号参照

11 特別地域訪問介護加算

特別地域等（別に厚生労働大臣が定める地域）に所在する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の10分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。

平12厚告19別表の1注10

	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣定める地域（離島振興対策実施地域等）に所在する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、100分の15を所定単位数に加算しているか。 <p>（サテライトとは待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等をいい、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の算定とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象となる。）</p>	平12厚告24	
12 中山間地域等における小規模事業所加算	<p>中山間地域等（別に厚生労働大臣が定める地域）に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第25号）に適合する訪問介護事業所又はその一部として使用される事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき100分の10を所定単位数に加算しているか。</p>	平12厚告19別表の1注11	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等（上記11の地域を除く。） ・1月当たり延べ訪問回数が200回以下であるか。 	<p>平21厚告83第一号</p> <p>平12厚告26第一号</p> <p>平12老企36第二の2(13)</p>	
13 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<p>中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき100分の5を所定単位数に加算しているか。</p>	平12厚告19別表の1注12	
14 緊急時訪問介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等 ・利用者が通常の事業の実施地域以外の地域に居住している場合に、交通費を受け取っていないか。 	<p>平21厚告83第二号</p> <p>平12老企36第二の2(14)</p>	
	<p>「3身体介護中心型の算定」については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が</p>	平12厚告19別表の1注13	

	<p>指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算しているか。</p> <p>【以下の項目について確認】</p> <p>※詳細は「平12老企第36号を参照</p> <p>①居宅サービス計画に位置づけられていない訪問介護（身体介護に限る。）を、利用者又は家族等からの要請を受けてから24時間以内に行っているか。</p> <p>②1回の要請につき1回を限度としているか。</p> <p>③サービス提供責任者が、事前に指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、必要があると判断した場合に算定しているか。</p> <p>④加算の対象となる訪問介護の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上で、必要となる標準的な時間を判断しているか。</p> <p>⑤所要時間が20分未満であっても、当該加算を算定しているか。また、前後に行われた訪問介護の間隔が2時間未満であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定しているか。</p> <p>⑥要請のあった時間、要請の内容、訪問介護の提供時間及び加算の対象である旨等を記録しているか。</p>	<p>平12老企36第二の2(16)</p>	
<p>15 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>次のサービスを算定している間に、訪問介護費を算定していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入所者生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入所者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>平12厚告19別表の1注14</p>	<p>※訪問介護計画書 ※介護給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供票 ・別票 ※サービス提供証明書</p>
<p>16 初回加算</p>	<p>新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若し</p>	<p>平12厚告19別表の1の二 平12老企36第二の2(17)</p>	

<p>くは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴月で過去2月以上、当該訪問介護事業所から訪問介護を受けていない場合に算定しているか。 ・ サービス提供責任者が同行した場合は、同行訪問した旨を記録しているか。(サービス提供責任者が途中で現場を離れた場合も算定可能。) 	<p>平21.4改定関係vol.1問33</p>		
---	--------------------------	--	--